

## 【旅行災害補償制度のご案内】

☆エクセレントツアーご参加のお客様は、下記内容の障害保険に加入いたします。

旅行中、万一不慮の事故により御一行様のどなたかがケガをされた場合に  
お役に立つことができます。どうぞ安心して旅行をお楽しみください。

### <基本補償>

補償タイプ		B1000タイプ	
損害保険	傷害	死亡	1,000万円
		入院	1日あたり4,000円
		入院による手術 (注1)	2万円・4万円
		通院	1日あたり2,500円

見舞金	病氣死亡 (注2)	法定相続人代表者1名に 対して10万円(以内)
-----	--------------	----------------------------

(注1) <入院中に受けた手術の場合>

手術保険金の額=入院保険金日額×10倍

<外来で受けた手術の場合>

手術保険金の額=入院保険金日額×5倍

(注2) 1旅行100万円限度となります。

### <保険金/見舞金についてのご説明>

- 死亡：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、1,000万円が支払われます。
- 入院：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき4,000円が支払われます。
- 入院による手術：入院保険金をお支払いする場合に、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療を直接の目的として手術を受けた場合、入院中の手術か外来の手術かにより所定の倍率（10倍、5倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
- 通院：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、平常の業務や生活に支障が生じ、かつ通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき2,500円が支払われます。
- 病氣死亡：旅行参加中に病氣により死亡した場合、死亡者の相続人の数にかかわらず、法定相続人代表者1名に対して10万円（以内）が支払われます。ただし、1旅行100万円限度となります。
- 救護者費用：旅行行程中に①旅行者が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明になった、あるいは遭難した場合②緊急な捜索・救助活動を要する場合③被った傷害を原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または14日以上継続して入院した場合、被災者の捜索救助費用や救護者の交通費等の費用が支払われます。
- 賠償責任補償：旅行行程中の偶然な事故により、他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたこと等により法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（応急手当、訴訟費用など）の合計金額を1回の事故につき、2,000万円を限度として支払われます。賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。

事故にあわれたときは、ただちに当社にご連絡をお願いいたします。**事故の日から30日以内**にご通知いただかないと補償できない場合があります。なお、補償金（保険金等含む）のお支払いは、全旅協が保険会社と締結する保険契約の約款・特約および全旅協福祉見舞金規約によります。



☆当社は、皆さまの安全の確保と利便の増進を図る一助として、全旅協旅行災害補償制度に加入しております。

関越交通エクセレントツアー

問合せ先：0120-753-815

9:00~17:30（土日祝は休業）